

健 発 0725 第 4 号
平成 30 年 7 月 25 日

各内部部局長 殿

健康局長
(公印省略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容については、都道府県知事、政令市市長及び特別区区长あて通知（別添）のとおりであるので、貴部局におかれても、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管法人、関係事業者等に改正法の内容等の周知徹底をお願いする。

なお、改正法では、学校や病院等の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置できることとしているものの、原則は「敷地内禁煙」であり、必ずしも特定屋外喫煙場所の設置を促すものではなく、また、改正法は受動喫煙対策を一層推進する趣旨のものである旨、念のため申し添える。